

令和4年4月吉日

## 関係各位

福井県卓球協会  
会長 八尾 正博

### 福井県卓球協会ホームページへのバナー広告掲載のお願い

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より福井県卓球協会の活動につきまして深いご理解とご協力をいただきまして有難うございます。

さて、この度福井県卓球協会ホームページへの広告企業（民間事業者、団体、個人等）を募集する運びとなりました。（詳細については福井県卓球協会ホームページ（<https://fukui.lta.jp>）広告掲載規程に記載しております。）

つきましては、目的である民間事業者等の事業活動を促進し地域経済の活性化を図るとともに、福井県卓球協会の新たな財源確保するために、貴社の広告掲載をご依頼致したく、ご案内させていただきます。

是非とも、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◆広告掲載媒体等について

- ①福井県卓球協会ホームページ内「スポンサー/協力団体」欄「バナー」
  - ・規格 縦2cm×横5cm程度
- ②福井県卓球協会主催大会の要項及びプログラムに会社名等を協賛者として掲載
- ③「バナー」原稿（データ）は貴社にて作成して下さい。詳細については、担当と相談。

#### ◆広告掲載申込書 様式第1号（第4条関係）の提出先

事務局住所 〒919-0412 福井県坂井市春江町江留中 25-15-6 玉崎真理子 気付

連絡先 0776-51-0525

Eメール [fukui\\_tta@ybb.ne.jp](mailto:fukui_tta@ybb.ne.jp)

## 福井県卓球協会ホームページ広告掲載要綱

令和4年4月4日

福井県卓球協会ホームページ広告掲載要綱を制定する。

(目的)

第1条 この告示は、福井県卓球協会が保有するホームページを広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を実施することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、福井県卓球協会の新たな財源を確保することを目的とする。

(広告媒体の種類等)

第2条 広告媒体の種類、規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料等については、次のとおりとする。

- (1) 種類 福井県卓球協会ホームページ
- (2) 規格 縦2cm×横5cm程度
- (3) 掲載位置 ホームページ内「スポンサー/協力団体」欄
- (4) 掲載期間 1カ月単位で最大12カ月間（最大1年間、ただし延長可能）
- (5) 掲載料 1カ月5千円（年間6万円）
- (6) 掲載料の納付時期 一括前払制
- (7) その他掲載等 福井県卓球協会主催大会のプログラム並びに大会要項へも広告主名を協賛者として掲載する。（大会結果についても後日、郵送する。）

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載を希望する者の募集は福井県卓球協会ホームページ等により公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を明記等し、福井県卓球協会会长に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第5条 福井県卓球協会会长は、前条の規定により申込書を受理したときは、総務部等における内容確認を経た後、掲載の可否を決定し、広告掲載許可等決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 福井県卓球協会会长は、前項の規定による広告掲載許可等決定通知をするに当たり、広告掲載希望者に対して、広告掲載に関する条件を付することができる。

3 福井県卓球協会会长は、前第1項の規定により掲載の可否を決定しても、なお広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載が決定された広告希望者（以下「広告主」という。）は、定められた期日までに、福井県卓球協会の指定した方法により、広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第7条 広告主が既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

2 福井県卓球協会会长は、前項ただし書の規定により、広告掲載料を還付するときは、広告主と協議の上、還付する金額を決定するものとする。

(広告掲載の中止等)

第8条 福井県卓球協会会长は、第5条第1項の規定に基づく広告掲載許可等決定通知後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が福井県卓球協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (7) その他、福井県卓球協会会长が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告内容等の変更)

第9条 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中に掲載内容等の変更を必要とする場合は福井県卓球協会と事前に協議するものとする。

(広告主等の責務)

第10条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負う。

2 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、広告主自らの責任で解決しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、福井県卓球協会会长が別に定める。

第12条 スポンサーを斡旋した支部へは、助成金として掲載料の15%を納入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

福井県卓球協会長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 広 告 掲 載 申 込 書

福井県卓球協会ホームページ広告掲載要綱第4条の規定により、福井県卓球協会ホームページへの広告掲載を次のとおり申し込みます。

広 告 媒 体 の 種 類	福井県卓球協会ホームページ
広告掲載希望期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
広 告 の 内 容	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業概要及び営業沿革が分かるもの <input type="checkbox"/> 掲載を希望する広告のデータ <input type="checkbox"/> その他（ ）
同 意 事 項	<input type="checkbox"/> 福井県卓球協会の広告関連の規定を順守します。
担 当 者 職 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	TEL _____ メール _____ FAX _____
備 考	

令和 年 月 日

様

福井県卓球協会長 八尾 正博

## 広 告 掲 載 許 可 等 決 定 通 知 書

福井県卓球協会ホームページ広告掲載要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	福井県卓球協会ホームページへの広告掲載を、 <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない 許可しない場合の理由 ( )
申込書受付日・受付番号	令和 年 月 日 No.
広 告 媒 体 の 種 類	福井県卓球協会ホームページ
広 告 掲 載 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
広 告 内 容	
広 告 掲 載 料 の 納 付	1 広告掲載料 金 _____ 円也 (月5,000円× 力月間) 2 納付期限 令和 年 月 日 (一括前払制) 3 振込先 福井銀行 県庁支店 普通1040513 福井県卓球協会 会長 八尾正博
備 考	